

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（5件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2

◇ 公 告

- 建築基準法の規定による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】 7

北九州市告示第 207 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 3 年 5 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 地縁による団体の名称
柄杓田校区自治連合会
- 2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	積森文夫	北九州市門司区大字柄杓田 9 07 番地 9
平成 26 年 4 月 5 日	変更後	中川 功	北九州市門司区大字柄杓田 4 12 番地
平成 27 年 4 月 18 日	変更後	金居高美	北九州市門司区柄杓田町 13 番地
平成 29 年 4 月 15 日	変更後	上野誠司	北九州市門司区大字柄杓田 5 28 番地
令和 3 年 4 月 10 日	変更後	長谷和夫	北九州市門司区大字柄杓田 4 79 番地

北九州市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和3年5月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

鉄竜二丁目自治町会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	牟田典雪	北九州市八幡西区鉄竜二丁目2番12号
変更後	福田 優	北九州市八幡西区鉄竜二丁目16番12号

3 変更年月日

令和3年4月11日

北九州市告示第 209 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 3 年 5 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

平松町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	恒田政一	北九州市小倉北区平松町 2 番 10 号
変更後	青野義春	北九州市小倉北区平松町 6 番 2 - 90 4 号

3 変更年月日

令和 3 年 4 月 11 日

北九州市告示第 210 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 3 年 5 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

払川自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	重住秀彦	北九州市若松区大字払川 6 9 2 番地
変更後	重住久雄	北九州市若松区大字払川 1 9 7 番地 3

3 変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日

北九州市告示第 2 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 3 年 5 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

竹並自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	白石一則	北九州市若松区大字竹並 7 8 5 番地
変更後	大庭信幸	北九州市若松区大字竹並 2 3 7 4 番地

3 変更年月日

令和 3 年 4 月 1 2 日

北九州市公告第367号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第1項ただし書の規定による許可の申請の提出に伴い、同条第15項の規定により、次のとおり利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により公告する。

令和3年5月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 申請者

福岡市博多区上川端町12番20号

E N E O S株式会社 九州支店

執行役員支店長 田中信昭

(2) 敷地の位置

北九州市若松区青葉台南三丁目1-103及び1-104

(3) 用途地域

第一種低層住居専用地域

(4) 建築物の主要用途

給油所（物品販売業を営む店舗）

(5) 工事種別

新築

2 意見の聴取の期日

令和3年6月1日（火）午後2時から午後3時まで

意見の聴取の期日に福岡県で新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されていない場合は、延期する。

なお、延期した場合、意見の聴取の期日は、改めて公告する。

3 意見の聴取の場所

北九州市若松区高須北一丁目1番2号

高須市民センター 第3集会室